

富山県道路メンテナンス会議規約の一部改正について(案)

1 改正の趣旨

平成27年度の組織改編により名簿の変更を行うものである。

2 改正の内容

別表-1 富山県道路メンテナンス会議 名簿

別表-2 富山県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

3 施行期日

平成27年6月5日から施行する。

【別表-1】

富山県道路メンテナンス会議 名簿

改正案

	所 属	役 職
会長	国土交通省北陸地方整備局	富山河川国道事務所長
副会長	富山県土木部	道路課長
副会長	中日本高速道路株式会社金沢支社	富山保全・サービスセンター所長
	国土交通省北陸地方整備局	地域道路課長
	国土交通省北陸地方整備局	道路管理課長
	国土交通省北陸地方整備局	北陸技術事務所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	金沢保全・サービスセンター所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括チーム チームリーダー
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所長
	富山県道路公社	事務局長
	富山市	建設部長
	高岡市	建設部長 → 都市創造部長
	射水市	都市整備部長
	魚津市	産業建設部長
	氷見市	建設農林水産部長
	滑川市	建設部長
	黒部市	都市建設部長
	砺波市	建設水道部長
	小矢部市	産業建設部長
	南砺市	建設部長
	舟橋村	生活環境課長
	上市町	建設課長
	立山町	建設課長
	入善町	建設下水道課長 → 建設課長
	朝日町	建設課長
	公益財団法人富山県建設技術センター	事務局長
事務局	国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所	
	富山県土木部	
	中日本高速道路株式会社金沢支社	

【別表-2】

富山県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省北陸地方整備局	富山河川国道事務所 副所長 → 総括保全対策官
副幹事長	富山県土木部	道路課長補佐
副幹事長	中日本高速道路株式会社金沢支社	富山保全・サービスセンター 総務企画担当課長
	国土交通省北陸地方整備局	地域道路課長補佐
	国土交通省北陸地方整備局	道路管理課長補佐
	国土交通省北陸地方整備局	北陸技術事務所 副所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	金沢保全・サービスセンター 総務企画担当課長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括チーム サブリーダー
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所 副所長
	富山県道路公社	工務課長
	富山市	建設技術管理監
	富山市	道路河川管理課長
	高岡市	土木維持課長
	射水市	道路・河川管理課長
	魚津市	建設課長
	氷見市	建設課長
	滑川市	建設課長
	黒部市	建設課長
	砺波市	土木課長
	小矢部市	建設課長
	南砺市	土木課長 → 建設課長
	舟橋村	生活環境課長
	上市町	建設課長
	立山町	建設課長
	入善町	建設下水道課長 → 建設課長
	朝日町	建設課長
	公益財団法人富山県建設技術センター	技術課長
事務局	国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所	
	富山県土木部	
	中日本高速道路株式会社金沢支社	

富山県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「富山県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、富山県内の道路管理者が道路施設の点検や補修・更新等について、相互に連絡・調整、情報共有を行うことにより、協力して老朽化対策の強化を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 道路施設の保全等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕等の把握・調整に関すること。
- (3) 道路施設の技術基準類等の共有に関すること。
- (4) 道路施設の老朽化対策の理解促進に関すること。
- (5) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、富山県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長及び副会長を2名置くものとし、会長は国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長、副会長は富山県土木部道路課長及び中日本高速道路株式会社金沢支社富山保全・サービスセンター所長とする。

3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

4. 会議の構成は、「別表－1」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。

5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

6. 会議には、「幹事会」を置くものとし、構成は「別表－2」のとおりとする。

(幹事会)

第5条 幹事会は、幹事長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整。
- (2) 会議における協議議題の調整。
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整。
- (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整。

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所、富山県土木部及び中日本高速道路株式会社金沢支社に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成26年 5月27日から施行する。

平成27年 月 日 一部改正

【別表-1】

富山県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省北陸地方整備局	富山河川国道事務所長
副会長	富山県土木部	道路課長
副会長	中日本高速道路株式会社金沢支社	富山保全・サービスセンター所長
	国土交通省北陸地方整備局	地域道路課長
	国土交通省北陸地方整備局	道路管理課長
	国土交通省北陸地方整備局	北陸技術事務所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	金沢保全・サービスセンター所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括チーム チームリーダー
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所長
	富山県道路公社	事務局長
	富山市	建設部長
	高岡市	都市創造部長
	射水市	都市整備部長
	魚津市	産業建設部長
	氷見市	建設農林水産部長
	滑川市	建設部長
	黒部市	都市建設部長
	砺波市	建設水道部長
	小矢部市	産業建設部長
	南砺市	建設部長
	舟橋村	生活環境課長
	上市町	建設課長
	立山町	建設課長
	入善町	建設課長
	朝日町	建設課長
	公益財団法人富山県建設技術センター	事務局長
事務局	国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所	
	富山県土木部	
	中日本高速道路株式会社金沢支社	

【別表-2】

富山県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省北陸地方整備局	富山河川国道事務所 総括保全対策官
副幹事長	富山県土木部	道路課長補佐
副幹事長	中日本高速道路株式会社金沢支社	富山保全・サービスセンター 総務企画担当課長
	国土交通省北陸地方整備局	地域道路課長補佐
	国土交通省北陸地方整備局	道路管理課長補佐
	国土交通省北陸地方整備局	北陸技術事務所 副所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	金沢保全・サービスセンター 総務企画担当課長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括チーム サブリーダー
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所 副所長
	富山県道路公社	工務課長
	富山市	建設技術管理監
	富山市	道路河川管理課長
	高岡市	土木維持課長
	射水市	道路・河川管理課長
	魚津市	建設課長
	氷見市	建設課長
	滑川市	建設課長
	黒部市	建設課長
	砺波市	土木課長
	小矢部市	建設課長
	南砺市	建設課長
	舟橋村	生活環境課長
	上市町	建設課長
	立山町	建設課長
	入善町	建設課長
	朝日町	建設課長
	公益財団法人富山県建設技術センター	技術課長
事務局	国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所	
	富山県土木部	
	中日本高速道路株式会社金沢支社	